

Title	切支丹山屋敷圖について
Sub Title	On the plate of Kirishitan-yashiki (prison for Christian) at Koishikawa
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1949
Jtitle	史学 Vol.23, No.4 (1949. 6) ,p.124(520)- 128(524)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	口繪解説 特輯ザビエル研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19490600-0124

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

つたと思はれる事ども、多大の誇張をもつて書かれた事どもを澤山見出すからであつて、これは私には殊に聖人の傳記にふさはしくなく、甚だ失當と思はれるのである。

それらの中で訂正すべき一切の錯誤について書くには、多くの時間が必要と思はれるが、私には今その時間がない。私は代理人の神父がその中若干について猊下と相談するやうに彼に薦めた次第である。猊下の神聖な祝福に於て擲筆する、

マカオ發、一六〇四年一月二十四日

アレックスサンドロ・ワリニャノ

以上はワリニャノが、シャヴィエル探究の態度を、小さな節穴から覗いたものである。なほ且つワリニャノが如何に嚴密な批判的な態度、眞正なる歴史家の態度を以てこれに臨んだかが伺はれよう。而も彼はシャヴィエルに對し最大の尊敬の念を失はなかつたのである。實に彼は偉大なるシャヴィエルの探究者であると共に偉大なるシャヴィエルの後繼者であつた。我々はシャヴィエルの傳記に接する時、ワリニャノの態度に學ぶべきものが多いのを痛感する。

この偉大なる歴史家ワリニャノは、一六〇六年マカオで歸天した。

(この一文は多くシュールハンマー師がポルトガル發行の「史學雜誌」Revista de Historia, No. 47, 48, Lisboa, 1923 に寄せられた「十六世紀におけるシャヴィエル研究」に據つた。)

切支丹山屋敷圖について

(口 繪 解 説)

岡本三右衛門やシドッチらの收容されてゐた江戸小日向の切支丹山屋敷に關しては、寛文十二年から元祿四年迄の同屋敷の記録である查妖餘錄(續々釋書從第十二所收)が傳へられてゐるほか、通航一覽(圖書刊行會本五ノ一八九一―九五頁)や東京市史稿(市街篇第六、一六八―三八頁)にも資料が蒐録されてゐるし、山本秀煒氏の「江戸切支丹屋敷の史蹟」(大正十三年刊)及び川村恒喜氏の「史蹟切支丹屋敷研究」(昭和五年刊)の如き著作も出版されてゐる程であるが、山屋敷の繪圖としては僅かにたゞ一つ「小日向志」所載のものが知られてきたに過ぎない。(此の繪圖は川村氏の前掲書によつて初めて正しく傳へられた。同書の口繪は水戸彰考館本の寫眞である。)しかるに、この書は文政年間の作といはれてゐるから(通航一覽)、山屋敷の廢止された寛政四年から既に三十餘年を経たものの著述である。従つて、同書の山屋敷に關する記述は「當然繪圖もまた」「その廢せらるゝ頃までのさま」を後年に筆録したものである。

しかも、山屋敷は享保年中に一度火災を被つてをり、且つ幾度か縮小改變のことが行はれたのであるから、小日向志所載の繪圖が、廢止當時の形態を比較的正しく傳へてゐると假定しても、岡本三右衛門らの切支丹が實際に收容されてゐた時の状態とは相當に違つてゐたであらうことが容易に推測される。

茲に紹介するものは、三右衛門らが現に收容されてゐた當時に作成せられたと認められる珍しい山屋敷の繪圖である、原本は東京都小石川の三井高遂氏の所藏に係り、單獨に存在する一枚の繪圖面である。無題であるが、箱書に従つて、切支丹山屋敷圖と呼ぶこととする。

縦一八〇センチ、横一四〇・七センチに及ぶ、かなり大きな繪圖である。料紙は厚手の鳥の子で、縦九一・四センチ、横三五・八センチのものを八枚貼り繼いである。全體としての保存は悪くないが、相當に虫入りがあつて、一旦全面を裏打ちしてあるほか更に近頃の裏打ちが部分的に施されてゐる。

圖は、建物の細かいディテイルまでの確に書き込まれてをり、山屋敷を圍む木立も、秋景色と覺しく美しく描き出されてゐる。色彩も良く保たれてゐるが、原圖が大きすぎて、その優美な全貌を充分に傳へることの出来ないのを憾みとする。

山屋敷の構造

本繪圖によると、山屋敷は南北に長く東西に短い、ほど長方形をなしてをり、南寄りで東にふくらんでゐる。四周には堀がめぐらされてゐた。西側の堀の部分に「惣構之堀折廻し三百三十間堀口壹間ふかさ壹間壹尺」とあり、東側には「惣構のからほり」との書き込みがあるから、幅一間、深さ七尺の空堀であつたことが判る。但し東南の一角だけが、他の堀の部分すべて土色に彩られてゐるのに反して水色であるのは、この所に水が湛へられてゐたためあらうか。なほ門を距てたその北方に「谷」と書いた水色の所のあるのは、池又は沼であらう。空堀はそこで切れてゐる。山屋敷の總面積については記載がないが、堀の延長が三百三十間とあるのによつて、大略の推測は可能であらう。

堀の内側は、圖の西寄りに「土手」、東寄りには「岸」とある。小高い堤が築き周らしてあつたのであらう。四周共に木立で圍はれてゐた。南北西の三面は松、東側は雜木であつたやうに見える。なほ山屋敷の外は、東と西とが同心屋敷、南は百姓地、北は谷と書かれてゐる。これも山屋敷の位置を考定する爲に參考とならう。

さて、門は東側の南寄りにある。門に至る道には「坂」と書かれてゐる。その道に横の線が引かれてゐるのは、段々を示すのであらうか。（石段のやうには見えない）門には屋根がついてをり、兩そでは棚になつてゐる。門を入るとすぐ右手に「番所」がある。言ふ迄もなく門番である。廣い道がその前を過ぎて、やゝ左に曲つてから眞直ぐに第二の門に通じてゐる。その間、「道兩わきからたち」とある。圖はその植込みを描いて極めて克明である。からたちは白く咲き亂れ、黄に實のつたであらうが、それを手まりにつく子らの姿だけは想ひ浮べるわけにゆかない。

第二の門も構造は第一のそれとほど同様である。たゞ第二の門には瓦をのせた袖垣があつて、それが延びて、門の内側に小さな正方形の地を圍つてゐる。通路（赤色の線で示され「道」と書かれてゐる）はその圍の北側をぬけて、内圍に通じてゐる。此の小さな圍の向ひには、可成り大きな家があつて、「筑後守家來井上右馬允罷在候所」と書かれてゐる。いはば山屋敷の管理人の役宅である。或はこゝが山屋敷となる前の井上筑後守の上屋敷時代からの建物であつたかも知れない。井上右馬允はまだその人を得ないが、いづれにせよ切支丹奉仕たる井上筑後守政重の一族で、且つ家臣であるに相違ない。圍の右手は「筑後守家來罷在候長屋」に續いてゐる。これが西に折れて鍵の手になつてをり、そこにも「筑後守家來罷在候長屋」とある。

第二の門から圍をぬけた通路は、この西に突き出た長屋をめぐつて北に向ひ、愈々内圍に導かれる。口繪の寫眞は、この内圍とその内部を示すものに外ならない。

内圍は嚴重なものである。外側は「土手」で、その頂上は内高のゆるい傾斜をなしてゐる。内側は石垣である。「石垣高壹間半北南長四拾六間」、「西東長三十貳間」との註記がある。高さ一間半のこの石垣の上に、また牆が建てられてゐる。その支へが外側の土手に作られてゐるから、土手の高さも石垣と同じく一間半であることが判る。牆の頂きに忍び返しの周らされてゐるのが嚴めしい。内圍の中の面積は一四七二坪である。

内圍の南西の角近くに南に向つて「口」がある。そこは土手が切れてゐて、扉は石垣についてゐる。その「口」を入つた所に、また「番所」がある。繪圖には刺股突棒の立つてゐる様子まで描いてある。建家の配置は寫眞と見取り圖とに譲つて、茲には縷述しない。長屋はいづれも梁三間で、桁行は十五間と十二間の二種、十五間の分は一戸が四軒に、十二間の分は三軒に、それぐ仕切られてゐる。一軒の廣さは、五間（十五坪）四間（十二坪）三間（九坪）の三種で、比較的廣いといへるであらう。囚人の房といふより、むしろ小規模の家庭生活を最初から豫想しての建築であつたことが想はれる。

なほ北東隅の「籠屋」は梁三間、桁行十六間であつた。井戸が三箇所にあつた。このうちの或るものは現存するやうであるからこれも内圍の位置を考へる有力な手掛りの一つとなる。井戸の外に三箇所に溜水があり、そこには水桶まで添へてあつた。火災への備である。

収容者

切支丹屋敷の收容能力は、八戸二十八軒である。契利斯督記は山屋敷の發端について「ペイトロヂョセイフ入滿同宿宗門ノモノ廿人バカリ、小日向屋舗ニ御普請被ニ仰付ニ筑後守ニ御預被レ成候」と書いてゐる、この記事を信用すれば、最初の收容者に若干の餘裕を見込んで建築したと解することが出来る。

この繪圖が書かれた時には、入口に近い二戸七軒は全部「筑後守家來並足輕罷在候所」となつてをり、その外にも三軒足輕の住んでゐる所があるし、三軒は空いてゐた。かくて、當時此處に收容されてゐた切支丹は次の十五名であつた。

三右衛門 四郎右衛門 ト意 壽庵 元交 舟泊 二官 了味 道巴 長兵衛 南甫 りうしん 甚太郎 壽慶 九郎兵衛

右の十五名の切支丹のうち、三右衛門、ト意、壽庵、二官、南甫の五人は、山屋敷に收容され、またこゝで歿した人々として周知の所であるが、他の十人については、今後の研究に期待したい。たゞこのうちの四郎右衛門は教名を「かせんど」といひ、三右衛門等と共に渡來した日本人同宿で、京都の生れ、二十二年前に呂宋に渡つた者であることが判つてゐるが、歿年その他は知られてゐない。爾餘の九人のうちには、三右衛門一行の者がなほ含まれてゐることとは思ふが、まだその人を得てゐない。殊に明曆三年五月朔日に歿した伴天連ペイトロ Pedro Marques がこの中に含まれてゐるかどうかは、本繪圖の製作年次を考へる上にも重要な點である。惜しむらくは彼に日本名があつたか否か判らない。

作製年代

さて本繪圖の作成者、作製年代については何等の記載も所傳もない。たゞト意が生存中である點から、延寶元年1673以前に書かれてゐることは、動かせない。（延寶元年癸丑十一月九日朝六

0



圖敷屋山丹支切

ツ時卜意病死―査妖餘録)また寛文十二年に始まる査妖餘録には三右衛門、卜意、壽庵、南甫、二官の五人以外の收容者に關する記事が全く見當らないので、他に十人を録してゐるこの繪圖は、査妖餘録の書き始められるより以前に作られたものと認められる。即ち寛文十二年(1726)以前に係るわけである。なほ又、繪圖中の筑後守家來云々の記事によつて井上筑後守政重の切支丹奉行在職期間中とみることが許されるとすれば、本圖の作成は更に遡つて萬治元年(1658)以前と推定される。

注 (萬治元年閏十二月八日職を辭し、三年七月九日致仕す―寛政諸家譜)

本繪圖の作成年次について、さしあたつて考へられる事は僅かに右の範圍を出でない。これ以上の詳細な考證は、當時收容されてゐた切支丹に關する史實や、井上右馬允等を手懸りとして、綿密に進めらるべき、今後の問題である。

註 この推定を一應躊躇するのは、當時山屋敷が幕府の公的施設であつたか否かに若干の疑問が存する爲である。即ち東京市史稿は、正保三年十一月十六日に政重が靈巖島に下屋舗を賜つた事實を以て小日向の下屋舗を切支丹屋舗に供した代りであらうと推測してゐるのであるが、この靈巖島の下屋舗を記載してゐる明曆の江戸圖は、小日向にも依然として井上筑後の下屋舗を録してゐて、この地圖を信ずる限り、代り地を賜つたとの推定は成り立たない。むしろ切支丹奉行たる井上筑後守が切支丹を預り、自家の下屋舗内の施設―例へて工事は幕府の手で成されたとしても―に住まはせたと考へるべきであらう。若しさうであるなら、政重の辭職が直ちに監視に當る者の交替を必然ならしめたとは限らぬかも知れぬ。此の圖

を政重在職中と限ることに一抹の不安を残す所以である。然し、江戸圖が斯かる考證に際して信依するに足る確實性を有するか否かも至つて疑問であり、且つ諸般の事情を考へ合せるとき、本圖の政重在職中に作成せられたことは、ほど疑ひないであらう。因みに、寛文の江戸圖では、井上筑後の名は小日向下屋舗から除かれてゐる。そして切支丹屋敷の名もまだ書かれてゐない。空白になつてゐるのである。そしてこれが少くとも延寶年間の地圖まで續く。私の見た限り、切支丹屋敷の記載ある最古の江戸圖は、延寶九年(天和元年)六月表紙屋市良兵衛の刊行になる分間江戸大繪圖で、これには「切支丹籠有」と明記されてゐる。(尤も地誌では之より四年以上の延寶四年に刊行された江戸雀に既に「切支丹の牢」と録されてゐる。)

なほ作成者については據るべきものが更にないが、繪圖が極めて精密である點から推して、當路者の手に成つたものであることは確實である。これだけのものを、殊に秘密を重んずる切支丹關係の所に關して、局外者が描き得るとは到底考へられない。要すに、本繪圖は、奉行所なり然るべき役人なりの手許に保有されてゐた、原圖であると認められる。

附 記 本繪圖の傳來も明かでない。現所藏者三井高遂氏の嚴父たる故三井高堅(源右衛門)氏が、昭和六年に東京の某書肆から購入された由で、それは京都府廳の反古中にあつたとのことである。(柴田太郎氏の談による)今はこれ以上に遡ることが出来ないのを遺憾とする。なほ、本圖に捺されてゐる「讀易堂圖書記」「三井家」外二顆の印は、いづれも三井高堅氏の藏書印である。

(一九四九年四月十二日 中井信彦記)